

令和6年度事業計画

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症は分類上5類となりコロナ前の生活に戻りました。しかし、コロナウイルスがなくなったわけではなく、高齢者や持病がある人は引き続きワクチン接種とマスクの着用・手洗い・うがい・換気等の感染予防対策を講じる必要があります。

さて、昨年10月からインボイス（適格請求書）制度が導入され、シルバー人材センターは新たな消費税の負担が増えました。当センターは令和4年度に事務費を10%から15%に改定し、財源確保のため令和5年度から会員交通費にも15%の事務費を発注者からいただくこととしました。また、市の公共施設を管理している会員にも交通費をいただくことで、新たな財源の確保を図りました。

また、フリーランス新法がこの秋から施行されます。就業する前に会員に就業内容や報酬額等を明示することが義務付けられます。今後は、見積金額と請求金額が同額となるような契約を発注者と結ぶ必要があります。

このため、現在の契約方法の見直し令和7年度からは総額見積方式の導入し「見積金額 = 請求金額」となる契約を結びます。

高齢者の就業や副業・兼業といった多様な働き方を促進する「70歳就業法」が施行され、また、定年の延長や廃止、70歳までの継続雇用の努力義務などが示されており、シルバー会員の入会者は減少するとともに、更なる高齢化が進んでいます。

当センター会員の平均年齢は毎年上昇して令和5年度末には74.9歳となり、75歳以上の会員の占める割合も45.9%になっておりますが、元気なうちはいつまでも働きたいと希望する高齢者も大勢おられ、シルバー人材センターとしては、「生涯現役社会」の実現に向けて、多様化する地域ニーズを的確に把握し積極的な事業展開を行っていく必要があります。

また、当センターの国庫補助金は横ばいで推移していますが、令和6年度はサポート事業の補助金の一部がカットされる見通しです。今後、国のフリーランスに係る補助金の案内があれば、申請し減額された額を取り戻し国庫補助額と同額の三原市の補助金を受け入れたいと考えています。

受注につきましては、引き続き公共部門の仕事の確保を図りながら、民間企業や一般家庭から新たな受注の確保に力を入れたいと考えていますが、ここ数年会員が急激に減少しております。

会員の拡大につきましては最重要課題であり、会員数の推移は全国的にここ数年、微減の状況にあります。全国シルバー人材センター事業協会は、「第2次会員100万人達成計画」を策定しており、令和6年度の会員を100万人として、さらなる会員拡大を目指しております。当センターは令和6年度の目標を1,318人としておりますが、新型コロナウイルスの影響で会員数は減少しており、令和6年度の目標値は新型コロナウイルスが発生する前の令和元年度末の会員数の871人と設定します。

次に、安全就業につきましては、まことに残念なことに令和5年7月に熱中症で会員がお亡くなりになりました。近年の暑さは異常であり夏季の屋外作業は熱中症に特

に注意する必要があります。傷害事故及び物損事故とも前年度と比較して減少していますが、今後も機会ある度に安全就業に取り組みます。令和5年度にペナルティ金額を増額（今年度から上限2万円までは全て会員負担）したことにより、会員の安全意識の高揚を図りました。引き続き「刈払い機の2枚刃使用禁止」と「刈払い機使用時の安全帽（ヘルメット）の着用を義務化」を重点項目とします。また、引き続き安全巡回パトロールを実施するとともに、安全就業を目的とした合同研修会を開催する等、事故ゼロを目指します。

適正就業につきましては、請負契約の内容を点検し、必要に応じて発注者と協議し派遣契約に切り替えます。また、適正就業委員会で長期継続就業者の交代やワークシェアリングを行うなど、引き続き公平・公正な就業に取り組んでまいります。

さらに、公益性を重視した事業展開の方向性と多様化する地域のニーズに対応できる組織体制の確保等に努め、定められた目標達成に向けて万全を期してまいります。

センターの課題の一つに本部・作業場及び本郷支所の移転があります。令和7年度には「旧ゆめきやりあセンター」に移転する予定です。今年度は改修のための工事費を負担するとともに不要な書類等の廃棄など移転の準備を進めてまいります。

令和6年度の事業にあたっては、インボイス制度やフリーランス保護法を視野に入れながら「公益社団法人」として地域からの期待に応えられるよう、「自主・自立、共働・共助」の基本理念を基に、公正・公平で適正な事業運営を推進し、より一層市民から愛され信頼される魅力あるセンターづくりに努めます。

2. 重点事業

上記1の基本方針に基づき、重点事業として次のことを積極的に取り組んでまいります。

(1) 会員の確保

生きがいの充実や社会参加を希望する健康な高齢者の確保に努めます。

(2) 請負契約方法の見直し（総額見積もり方式を検討）

(3) 就業機会の確保と適正化の推進

会員の就業機会の拡大と就業基準を遵守し、就業の適正化に努めます。

(4) 安全就業の徹底・推進

会員が自ら安全意識の徹底と健康管理の増進を図るよう啓発に努めます。

(5) 広報活動の充実

広報活動の充実と強化に努めるとともに、あらゆる機会を利用して情報の提供に努めます。

3. 事業実施計画

(1) 会員確保の推進

センターの組織を維持発展するには、健康で働く意欲のある会員の確保を図ることが大切です。特に、少子高齢化が進む社会において福祉家事援助・子育て支援事業の充実を図るため、女性会員の確保に努めます。

また、本年度の会員の確保目標を871人とします。

- ・月2回の入会説明会の開催と説明内容の充実（第1・3木曜日）
- ・会員の口コミや町内会の回覧にチラシを入れる（新規）

- ・入会希望者への迅速な入会承認及び就業機会の早期提供

(2) 就業機会の確保と適正化の推進

- ① 役職員が一体となり新たな受注の開拓と拡大に努めるとともに、会員一人ひとりが地域での開拓に努めることが必要であります。
- ② 適正・公平な就業は事業運営の基本をなすものであり、前年度に引き続き長期継続就業者の交代やワークシェアリング就業を強化促進するなど就業の適正化に取り組みます。
- ③ 雇用と見なされるような就業については、シルバー派遣事業に切り替える等、就業先と協議しながら適正就業に取り組みます。

(3) 安全就業の徹底と推進

「安全が全てに優先する」を念頭に、安全就業対策委員会が策定する安全推進計画を基に、安全推進員とともに就業中の事故防止、就業途上の交通事故防止について会員の自覚を促すために徹底した啓発・指導に取り組みます。

- ・安全就業対策委員会の開催と安全推進計画の樹立
- ・安全確認のため、巡回指導の実施
- ・就業現場の危険箇所等の事前確認の徹底
- ・就業前の安全ミーティングによる安全対策の徹底
- ・事故発生時における反省会及び、必要に応じて事故調査委員会の開催
- ・安全標語およびヒヤリハットの募集による安全意識の高揚
- ・健康状態の確認など健康管理の重要性の啓発の徹底
- ・刈払い機の2枚刃の使用禁止及び刈払い機使用時の安全帽（ヘルメット）の着用義務

(4) 広報活動の充実

広く地域社会にシルバー事業の意義や仕組みを理解していただくため、市広報誌、会報やチラシ等を積極的に活用し、周知を図ります。また、公益法人として、公正・公平・透明性のある運営が求められており、センターの活動内容、運営状況や事業報告等について情報を開示し、センターの信頼を高めるよう努めます。

- ・市の広報誌及びホームページへ掲載
- ・町内会へ会員募集のチラシを回覧
- ・新聞への折込広告
- ・当センターホームページの充実
- ・市及び関係機関が実施する各種イベントへの積極的参加
- ・会報「シルバーみはら」への掲載

(5) 職業紹介事業の実施

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、「臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業」について、ハローワークと緊密な連携を図り、職業紹介事業を実施します。

(6) 就業相談日の実施（毎月1回 第3木曜日）

未就業会員の実態や原因（適正、地域性、健康状態、就業意思）を確認し、各種講習会への受講要請を促し、技能の向上、希望職種の拡大を図り、就業機会の確保に努めます。

(7) シルバー派遣事業の促進

仕事の量的な拡大を図り、幅広い就業ニーズに対応するためシルバー派遣事業を促進し、新規就業先の開拓に努めます。

(8) 研修会・講習会の開催

発注者の多様なニーズに応えるため、県連合会が開催する「高齢者活躍人材育成事業」への積極的な参加とセンター主催の各種研修会・講習会を開催し、知識・技術の向上を図るとともに安全就業に努めます。

- 高齢者活躍人材確保育成事業
 - ・刈払機取扱安全講習 ・安全運転講習
- その他
 - ・植木の剪定講習 ・子育て支援、福祉家事援助講習 ・交通安全研修会
 - ・安全就業研修会 ・職域班研修会

(9) 生活援助・子育て支援事業の拡充

少子高齢化社会に対応するため行政機関と役職員が連携を密にして、高齢者世帯への福祉・家事援助サービスや、子育て支援事業の推進に努めるとともに、研修会、講習会に参加し、女性会員の資質向上を図り市民の多様なニーズに対応できる体制づくりを推進します。また、高齢者福祉サービス等の拡充に努めてまいります。

(10) 独自事業の強化

会員の経験・技能を生かした就業機会の拡大を図るため、新たな独自事業の開拓に向けて取り組みます。

独自事業の創生を図るため、会員の皆様から積極的な提案・提言をいただきます。なお、チップ事業所跡地については、現在は伐採木等の一時置場として利用しておりますが、今後の活用方法また施設設備の処分については、広島県とも相談しながら検討していきます。

(11) 財政基盤の整備

国及び市に対し、シルバー事業の意義・必要性について理解していただくため要望活動と補助金の確保に向けて取り組みます。また、経常経費の節減を図り、効率的な事業運営に努めます。

(12) ボランティア活動の推進

10月の第3土曜日を「シルバーの日」として、ボランティア奉仕活動を実施し、地域社会に広くシルバー事業の理念や意義、仕組みを理解してもらうため啓発活動に努めます。

(13) 組織体制の充実・強化

- ① 公益法人として、公益性を重視した事業運営が必要であり、役員の積極的な運営参画と会員の自主的な参画を促す意識改革を図り、センター組織・機能の充実強化に努めます。
- ② 職域班はシルバー事業を支える基となる組織であり、後継者の育成に積極的に取り組みます。
- ③ 公益法人制度の関係法令を遵守した業務執行を行うため、職員の職務と役割を再認識するなど事務局の体制の充実強化に努めます。
- ④ 中国ブロック協議会や県連合会をはじめ、各種団体が主催する研修会・講習会等へ積極的に参加し、役職員の資質向上を図ります。